

日本の大学進学における奨学金制度の実態と改善策

社会福祉学部 社会福祉学科
13FF3562 出村裕美

目次

- 1.はじめに
- 2.奨学金制度とは
 - 2-1 給付奨学金
 - 2-2 貸与奨学金
 - 2-3 日本学生支援機構の現状
- 3.日本の奨学金制度の変遷
- 4.奨学金を返済できない理由
 - 4-1 日本型雇用システムの崩壊
 - 4-2 学費の高騰
 - 4-3 学生の置かれている状況
- 5.奨学金滞納者の増加と回収問題
- 6.奨学金受給者に対するバッシング
- 7.これからの改善点
- 8.まとめ

1. はじめに

現在の日本では、奨学金を借りて大学に進学する学生が数多く存在する。進学の際、奨学金を借りる理由は人によってさまざまであるが、家庭の経済状況を理由とするところが大きい。しかし、日本の奨学金制度は給付型の奨学金に関してまだまだ整備が不十分であり、有利子の貸与型の奨学金ばかりが数を占めている。貸与型の奨学金では、卒業後に学生は借金として返済を迫られるため、金銭的にも精神的にも苦しい生活を強いられてしまう。在学中もお金を稼ぐためにアルバイトをすることで、本業であるはずの勉強の時間を十分に確保することが困難となる。結果として、学生は満足に勉強に集中することができなくなる等、奨学金の存在が学生生活において大きな負担となってしまう。そうした状況の中、日本の奨学金制度は果たして学生にとって本来の役割を果たしているのか、その実態や奨学金制度の改善策についてみていきたい。

2. 奨学金制度とは

まず、奨学金とはいったいどのようなものか明らかにする。『新明解国語辞典(第七版)2012:172』によると、「奨学金」とは、「学業継続のために貸与(支給)する補助金。」のことを指す。つまり奨学金は、学生が本分である勉学を全うすることを可能にするお金のことをいう。よって大学進学においては、高等教育の機会の拡大を目的としている。大学進学における奨学金には2種類あり、返済義務のない給付型の奨学金と、有担保の貸与型奨学金がある。通常の場合奨学金というと、先進国では給付型の返済義務のない奨学金を指すが、日本では特別な場合を除き、有担保の貸与型奨学金のことを指す。日本の給付型奨学金の少なさは、教育費の公的支出が国家の総支出に占める割合について、OECD加盟国である34ヶ国のうち下から2番目というデータから読み取ることができ、このことから国際的に見ても、日本の給付型奨学金の整備がまだまだ不十分であることは明白である。(奨学金問題対策全国会議 2013:59)また、OECD加盟国の内訳を見ていくと、日本よりも下の順位には給付型奨学金が一切存在しないアイスランドしかない。しかし、アイスランドは大学の授業料がそもそも無償であるため、個人の負担は少なく、学費に関して高学費・高負担の日本と同様には捉えることはできず、日本は実質的にはOECD加盟国34ヶ国のうち、教育費の公的支出の割合について最下位となっている。

2-1 給付型奨学金

給付型の奨学金は、企業や自治体の主宰する奨学金に多く、NPOの教育組織が行う場合もある。また、昨今では少子化問題により学生数が減少しているため、生徒を集めることを目的として各大学で給付型の奨学金を支給している場合もある。学生やその親にとって、将来の返済に不安を抱えて学校生活を送らずに済み、アルバイト等によって勉強の時間の確保が妨げられてしまうこともないといったメリットがある。しかし、給付型の奨学金は、そもそもの応募枠が少なかったり、応募規定が細かすぎたりといった問題も抱えており、需要に反して供給が間に合っていない状態にある。

2-2 貸与型奨学金

次に、貸与型奨学金についてみていく。日本の貸与型の奨学金は、他の諸外国では「学

生ローン」と呼ばれるものを指す。貸与型の奨学金は、減免・補助措置があったり、給付型奨学金よりも貸付金額が大きいといった利点を持ち合わせている。しかし、貸与型奨学金はあくまでも学生にとっては借金であり、学生は卒業後の新生活を100万円以上の負債を負った状態でスタートすることになってしまう。また、昨今の情勢では、就職難であるため、もし卒業しても就職できなかった場合、奨学金の返済のみがスタートし、生活が困窮に追い込まれてしまうといったケースも見受けられる。そのため、返済の目途がたたず、大学を中退してしまうといったケースや、将来の負担を恐れて進学そのものを断念してしまうといったケースも数多くみられる。

こうした特徴を持つ貸与型奨学金には、無利子のものと有利子のものがある。この2種類の貸与型奨学金に関しては、日本の奨学金事業予算額全体のおよそ9割を担っている日本学生支援機構(JASSO)のものを取り上げていきたい。(久米 2015:17)日本学生支援機構の奨学金には2種類あり、第一種奨学金と第二種奨学金と呼ばれるものがある。第一種は無利子のもので、第二種は有利子のものである。また、これらと併せて入学時の一時金として貸与する利息付の入学時特別増額貸与奨学金がある。かつては無利子の貸与型奨学金が主流であったが、現在では大半の学生が第二種の有利子の貸与型奨学金を利用している。

第一種奨学金は、対象は大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)に在学する学生・生徒となっている。奨学金の貸付にあたって利息はかからず、条件が有利な分、申し込み基準は比較的厳しい。選考基準は、特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者が選出されることとなっており、家計の年収に関して、例えば会社員の4人世帯でいうと781万円以下というのが目安になっている。また、学力基準に関しては、本人の高校の成績が5段階評価で平均3.5以上となっている。月々の貸与額に関しては、学種別・設置者・入学年度・通学形態別に細かく定められている。

第二種奨学金は、対象は大学院・大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)の学生・生徒となっている。奨学金の貸付にあたっては、年利3%を上限とする利息付(在学中は無利息)となっている。利率については、経済・金融情勢により変動するが、法令により年3%を上限とすることが定められている。選考基準は、大学や短大、専門学校での学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者となっており、第一種奨学金よりも緩やかな基準によって選考される。家計収入は、第一種奨学金と同じ条件でみて1,124万円以下となっており、家庭の収入条件さえクリアすれば比較的容易に採用される。月々の貸与額については、本人が3万円、5万円、8万円、10万円、12万円の5種類の貸与月額から自由に選択でき、さらに在学採用の場合は申込年度の4月まで遡って貸与を受けることが可能となっている。第一種奨学金よりも基準が緩やかなため、利用者が多く、約100万人と第一種奨学金の倍以上の人数が利用している。返済期間に関しては、第一種、第二種奨学金ともに卒業後最長20年となっている。

無利子貸与の奨学金の希望者は、予約採用の段階で年々増加しているが、採用枠が元々少ない上に、第一種奨学金の予算はほとんど増加していないため、第一種奨学金を利用するためのハードルは高くなっている。学生側が成績と家庭の収入条件をクリアしたとしても、現在ではおおよそ5人に一人しか採用されない。そのため、利用したいと考えているにも関わらず、採用されず、第一種奨学金を利用できていない学生が数多くいるといった現状がある。学生本人は基準を突破しているにもかかわらず、無利子枠が不足しているこ

とから、第一種奨学金を利用できないのは制度の不備であるといえ、即刻改善すべき課題となっている。

2-3 日本学生支援機構の現状

ここで、日本学生支援機構(JASSO)についてどのような組織であるか、その実態について触れておきたいⁱ。日本学生支援機構(JASSO)とは、文部科学省所管の独立行政法人で、国の奨学金事業や学生支援などの業務を行っている。現在、日本のすべての奨学金事業予算額の約9割を占めており、最も多くの人々が利用している日本の代表的な奨学金事業法人である。日本学生支援機構の前身は、戦時中の1943年に創設された財団法人大日本育英会であり、成績優秀だが、家庭が貧しく就学困難な学生に奨学金を貸与することを目的として活動していた。のちに大日本育英会は廃止され、現在の日本学生支援機構となったのである。(久米 2015;17)

日本学生支援機構の奨学金の利用人数は、平成26年度時点で約133万人にのぼり、年々増加傾向にある。日本学生支援機構を含む、何らかの奨学金を受給している学生の比率は全体で49.6%となっており、そのうち45.5%の学生が日本学生支援機構の奨学金を利用しているⁱⁱ。内訳としては、第一種奨学金の受給者は14.0%、第二種奨学金の受給者は27.2%、第一種と第二種の併用者は4.3%となっているⁱⁱⁱ。日本学生支援機構の奨学金は、貸与が終了した後はただちに返還することが原則となっており、その返還金は、後輩の奨学金として活用されることとなっている。しかし、奨学金の返還状況をみると、貸与者133万人のうち、平成26年度末時点の未返済者は約32万8千人(未返済率9%)で、そのうち3か月以上の延滞者は17万3千人にのぼる。滞納額は合計898億円となっており、今後ますます増大していくとみられている^{iv}。

3. 日本の奨学金制度の変遷

日本の奨学金制度は、時代とともに変化してきた。奨学金問題について世間の理解が得がたい理由のひとつとして、奨学金制度を取り巻く環境が近年で大きく変化したことが挙げられる。奨学金制度の変化で重要となるのは、貸与型奨学金の利子に関して、無利子から有利子への移行が急速に進んだことである。かつて日本育英会の奨学金に利子はつかなかったが、それが変わったのは1984年の日本育英会法の全面改正のときである。その際、奨学金に有利子枠が作られた。ただし、有利子枠の創設に関しては当時、次のような付帯会議がなされていた。

「育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実、改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、その補完装置とし、財政が好転した場合には廃止等を含めて検討する」というものである。これは、奨学金制度の根幹を担うのは無利子貸与型奨学金であり、有利子貸与型奨学金はあくまでもそれを補うものとし、財政が好転した場合には廃止等も検討するという内容である。(奨学金問題対策全国会議 2013:17)

しかし、付帯会議はその後、全く守られなかった。政府は大学の学費を年々引き上げる一方で、有利子貸与型の奨学金の枠を増加させていった。1984年の創設当初は大学・短大の在学学生のみを対象としていた有利子貸与型奨学金制度は、1994年から大学院、1996年から専修学校専門課程へと運用を広げていった。1998年3月には総務庁行政監察局による勧

告や大蔵省財政制度審議会による要請を受け、学校教員の奨学金返還免除制度が廃止された。2004年には大日本育英会は廃止され、日本学生支援機構への組織改編が行われた。これと同時に、大学院で受給した奨学金の返還特別免除制度(研究職等返還特別免除)が廃止され、学校教員に続き、大学の教員等の研究職に就いても奨学金返還は免除されなくなった。

このように、奨学金制度は、有利子貸与型奨学金を増加し続け、結果として奨学金の返済に苦しむ学生を多く生み出した。また、日本学生支援機構は学校教員・研究職についても奨学金の返還免除を取り消す等、将来的な職業に関わらず奨学金を回収するという手法に乗り出したのである。以前までは学校教員、あるいは研究職に就けば奨学金が免除になると、あまり将来の金銭的負担の不安を抱えずに勉強に励むことができたが、返還免除が取り消しになったことで、本当に奨学金を返済することができるのかと、将来に不安を抱えながら学生生活を送ることを余儀なくさせる現状が作り出されてしまったのである。

4. 奨学金を返済できない理由

現在、日本学生支援機構が平成 26 年度に行った学生生活費調査によると、何らかの奨学金を利用している大学生(4 年制昼間部)の割合は約 5 割である。しかし、夜間や専門学校、大学院の学生も奨学金を借りることができるため、実際にはもっと多くの学生が奨学金を利用していると思われる。

4-1 日本型雇用システムの崩壊

どうして大学を卒業後、奨学金を返済できないという事態に陥ってしまうのか。その理由のひとつとしては、日本型雇用システムの崩壊が挙げられる。日本型雇用システムの下では、新規学卒一括採用・終身雇用・年功序列賃金等を基本としており、ある時期までは奨学金制度を利用せずとも大学進学を可能とするだけの親の所得に恵まれた学生が多く、奨学金を借りたとしても、卒業後に正社員として就職すれば奨学金の返済が比較的容易であったのである。日本型雇用システムによって、親にとっては「子供が大学生になるころには賃金は上昇する」という年功序列賃金が維持されており、自身の収入で子供の学費をまかなうことは可能とされていた。また、子どもにとっても、新規学卒一括採用・終身雇用のため、卒業後に正社員として就職できなかったり、途中で会社を首になり収入がなくなったりする心配はなく、奨学金の返済に関して滞納に陥るような不測の事態は生じなかったのである。しかし、現在は日本型雇用システムが崩壊し始めており、平均年収は年々下がる一方である。子どもにとっても、大学卒業後、必ず正社員になれるという保証はなく、途中で首を切られてしまうという事態も生じうる。このように、学生本人の責任ではなく、社会のシステム自体が変化したことによって、将来的に学生が奨学金を返済できるような状況に置かれていないということが奨学金返済を難しくさせている理由のひとつとして挙げられる。

4-2 学費の高騰

また、大学の学費の高騰も、奨学金の返済を困難とする理由のひとつとして挙げられる。大学の学費は、ここ数十年で大きく上昇した。国立大だと、平均で年間授業料は 535,800

円かかり、それに付随して入学金がプラスされるため、合計金額としては平均で 817,800 円掛かることとなる。私立大の場合、文系だと授業料として年間平均 742,478 円掛かり、それに付随して入学金、さらに施設維持費が掛かるため、合計金額は平均で 1,149,246 円掛かることとなる。もちろん、これはあくまで平均の話であり、私立大学医学部では何千万もかかるケースもあり、大学によって差が大きい。

以前は大学の学費はもっと安く、1950 年時点では国立大学の年間授業料は 3,600 円、私立大学でも年間 8,400 円であった。かつて大学へ通っていた大人が「自分たちの時代は学費を自分で稼いだものだ」と言い、現在の大学生にも同等の負担を要求することがあるが、当時は自力で稼ぐことのできる範疇の金額であったからこそ可能だったのであり、現在の学費は昔よりも遥かに高騰し、学生自身が容易に学費を稼ぐということは困難な状況にある。(奨学金問題対策全国会議 2013:31) また、こうした状況下において、自分の学費を稼ぐために昼夜を問わずアルバイトに勤しんでいるという学生も多く見受けられる。このような事態では、高額な学費を払ってわざわざ大学に通っているにも関わらず、十分な勉強の時間も確保できず、何を目的として大学に通っているのかわからなくなってしまう。このままでは、勉強したくても学費を稼ぐためにアルバイトの時間を増やし、肝心の授業の勉強が追いつかず単位を落としてしまい留年する、というように悪循環に陥ることも想定される。大学側や日本学生支援機構にとっては、利用期間の延長により収益が増えるため喜ばしいことかもしれないが、学生側にとっては堪ったものでない。また、大学進学において、学費のみを工面すれば金銭面は何とかできるというものではない。講義のための教材費や実習費がかかるだけでなく、県外から来た学生がアパートを借りる等して一人暮らしをする場合、さらに経費は膨れ上がってしまう。自宅から通えるような大学に進学すれば家賃が掛からずに済むという意見もあるが、地域によっては、そもそも地域によって高等教育機会が異なるため、進学しようとするとおのずと自宅を出て上京するしかないという地域の学生も多い。高等教育機関に恵まれている大都市圏では自宅通学が可能で、生活費が抑えられるのに対して、そうした高等教育機会に恵まれていない地方の場合には、進学イコール自宅外通学となり生活費がかからざるを得ない地域も多い。

このように、いまや大学進学に掛かる金額は高騰し、学生やその親だけでは負担しきれない状況が展開されてしまっているのである。

4-3 学生が置かれている状況

奨学金の返済に関して、「経済的な問題から、奨学金の返済が困難であることははじめから分かっていたにも関わらず、どうしてそこまでして大学に進学しようとするのか」という意見がある。しかし、学生側が無理して大学へ進学しようとするのにはきちんとした理由がある。日本では、1990 年代後半から第三次産業の増加により非正規雇用の増加が起こった。また、グローバル化による業務の高度化・複雑化に伴い、今までは高卒で就職していた職が大学卒へ移行した。つまり、大学へ進学しなければ、まともな職を得にくい社会が形成されてしまったのである。こうした流れによって高校卒業後の進路の選択肢の幅が狭まり、半ば進学を強いられてしまっている状況が作り出されているのである。「明確な目標もなく、ただ遊びたいから大学生になったのではないか」という意見があるが、現在の日本では、厳しい就職状況の中で好むとも好まざるに関わらず、大学進学をせざるを得な

い状況が広がっている。よって、「どうして経済的に大変だとわかっているのにわざわざ大学に行こうとするのか、大学で大した勉強をする気もないくせに」という批判は的外れだといえる。そもそも、大学に進学しなければまともな職も得られないという状況下で、大学に進学しないという選択は、むしろ自ら貧困を選ぶという選択に繋がりがねない。高校卒業後の進路が厳しく制約され、半ば進学を強いられている状況の中、大学に進学する学生に対して「強い目的意識もなく進学している」やら「個人の好きで進学しているのであるから、公的な財政サポートは必要ない」と切り捨ててしまうことは、学生が置かれている現状を正確に理解できていないといえる。

さらに、奨学金制度における延滞金の存在も、奨学金の返済を難しくしている理由のひとつとして挙げられる。貸与型奨学金は、その年の返済分を返還できなければ年 10 パーセントの延滞金を支払う義務が生じる。(奨学金問題対策全国会議 2013:25) さらに恐ろしいことに、延滞金発生後の返済では、返済金はまず延滞金に充当され、次に利息、最後に元本という順番で支払っていくこととなる。この仕組みの元では、実際に借りた奨学金の元本を減らすことが困難であり、元本の 10 パーセント以上のお金を捻出することができなければ、半永久的に延滞金を支払い続けるという搾取のシステムが出来上がってしまっているのである。

また、制度内の救済手段では対応できない人が自己破産をしようとしても、日本の公的奨学金では保証人を求められることが多く、保障料の負担を覚悟で機関保証を利用する場合以外は、保証人である親や親族に迷惑をかけたくないと、自己破産を躊躇するケースが多い。このような理由から、若者たちは卒業後、奨学金の返済に対して長期的な苦戦を強いられている状況にあるのである。

5. 奨学金滞納者の増加と回収問題

現在、奨学金返済の負担の重さが奨学金滞納の大きな原因となってしまう。滞納せずに返済をしている場合でも、数十年にわたって返済が続くことから、大学卒業後の結婚・出産・子育ての実現が困難となってしまう。月におよそ 1 万 5 千円の支払いをするというのは、一見簡単に思えるかもしれないが、社会人になると税金や保険料等、あらゆる支払いがある上に、支払いは何十年と続くのである。さらに、失業した際でも奨学金の返済はしなくてはならないので、現在勤めている会社がブラック企業だとわかっているにもかかわらず、やめることができないといった、搾取されているのに逃げ場がないという状況に陥ってしまう可能性もある。

このように、現在の日本ではますます奨学金返済の負担が重くなってきている一方で、奨学金の回収やペナルティの強化も同時に進んでいる。日本学生支援機構は 2010 年 8 月に債権管理・回収等検証委員会を設置し、返済滞納者に対する回収を強化している。延滞期間が 3 ヶ月に達すると、延滞者の情報は個人信用情報機関(全国銀行個人信用情報センター)に登録される。一度ブラックリストに載ってしまうと、延滞が解消してからも 5 年間は登録されたままとなるため、今後の人生への影響も大きい。登録された期間は住宅ローンを組むことやキャッシングが不可能となるほか、クレジットカードが利用停止になってしまうといった事態が生じることとなっている。さらに、延滞期間が 4 ヶ月に達すると、延滞債権の回収は民間の債権回収専門会社(サービサー)に委託される。その際、債権回収専

門会社から返済滞納者に向けて「回収の委託を受けました、滞納が解消するまでお相手をさせていただきます」という旨の文書が届く。そして延滞期間が9ヶ月になると自動的に法的措置を取ることとなり、日本学生支援機構側は地元の簡易裁判所等に支払い督促の申し立てをし、裁判所は返済滞納者に一括払いを求める支払い督促を発行する。このとき、返済未納額はもちろん、利息、延滞金、さらには返済期限が来ていない分も含め、全額を一括で支払うことを要求される。一括払いに応じない場合は強制執行の手続きがとられ、返済滞納者に対して給与の差し押さえ等が行われる。給与差し押さえは、勤務先に通知が届き、本人に給与が支払われる前段階で一部が返済にまわされることとなっている。支払い督促を申し立てられる奨学金滞納者は2004年にはわずか200件あまりだったが、2011年には約1万件と、7年間でおよそ50倍にまで増加しており、今後、さらなる増加が見込まれる。(奨学金問題対策全国会議 2013:24)

6. 奨学金受給者に対するバッシング

ここまで、現在の日本の奨学金制度の実態についてみてきたが、奨学金受給者等の当事者は現行の奨学金制度に関して批判の声を上げているが、世論として奨学金制度の改善を望む声はあまり耳にしたことがない。これは一体どうしてだろうか。

世間が奨学金問題に対し関心を持たない理由としては、日本では教育に関して受益者負担の考えが強いことが挙げられる。(奨学金問題対策全国会議 2013:162)つまり、高等教育はあくまで個人が自分の意思で学びたいと考えたため進学するのであり、個人の利益が発生するような事態においては公的な扶助に頼るのではなく、自分で何とかするのが当たり前だというのである。その過程で必要となった奨学金に関しても、「大変だとわかっていて奨学金を借りたのはあくまで学生本人なのだから、世間に頼るべきではなく、多少の無理をしてでも努力して返すべきである」という風潮が強い。そのため、返還が困難な事態に陥ってしまっても、そのような事態に陥ったのは自己責任だと切り捨てられてしまう。

しかし、こうした考えを持つ人々は、現在の奨学金制度の実態がわかっていないのではないか。自分が若者だった時代の教育費のイメージが強く、現在は各家庭では負担できるようなレベルにないことを知らずに「自分が借りたものなのだから返すのは当たり前だ」と奨学金の負担を本人にのみ求めようとしている。当事者に対する風当たりが強くては、制度に対して「このような現状はおかしいのではないか」といった不満を抱えている当事者も、声を上げることを躊躇してしまう。また、自分は奨学金を受給していないため、奨学金問題に関して無関係だと考えている人も、将来の結婚相手が奨学金を借りていたり、子どもや孫が奨学金を受給したりする可能性があり、現在は関係なくとも、生涯の中で奨学金問題に直面する事態が訪れるかもしれない。そうした事態に陥った場合、奨学金を借りた当事者のみの問題に留まらないため、誰しもが無関係ではない問題であるといえる。実際、夫婦が互いに学生時代の奨学金の返済を背負っていることを理由に結婚や子供を諦めざるをえないというケースや、奨学金の返済にあたり両親だけでは返済の負担を賄いきれないために、孫が祖父母の老後の年金を当てにするとといったケースも見受けられる。正しい知識がないゆえにバッシングをすることが、結果として将来的に自らの首を絞めてしまっているかもしれない。そういった事態をなくすためにも、奨学金制度に関して現在はどうのような制度に変化しているのか、実情を多くの人に知ってもらう必要がある。教育を

受けることは、誰しものが持つ権利のひとつであり、その人が社会の中で生きていくための力を養うものでもある。教育に力をいれず、日本の将来を担っていくであろう若者をないがしろにしては、日本社会の将来的な崩壊を招くことになってしまう。また、このまま状況が改善されず、家庭にばかり教育費の負担が重く押し掛かっているのは、現在子供を抱える家庭が教育費以外の支出を切り詰めることとなり、バタフライ効果を起こし、日本の経済が回らなくなることになるかもしれない。また、現状のような過大な教育費負担を所与の条件として将来設計をした場合に、産む子どもの数を減らす、子どもを生まないという選択が、場合によっては合理的とならざるを得ず、少子化問題にもつながりかねない。ここでは、親から子へ貧困の連鎖が起こることも考えられ、このように、奨学金受給者ばかりを目の敵にし、バッシングしているのは、問題の本質を見誤り更なる大きな問題を見逃すことになってしまう。(中澤 2014:14) そもそも、なぜ奨学金が必要とされているのか、多くの人が返済困難な状況に陥ってしまうのはどうしてなのか、当事者のみに責任を押し付けるのではなく、問題の本質を見極め、考えなくてはならない。

7. これからの改善策

ここまで、奨学金は大学進学においては高等教育の機会を拡大することを目的としているのにもかかわらず、実態としては奨学金そのものが学生の高等教育への進学を妨げている現状についてみてきた。現代の日本では、教育の機会均等をうたっているが、実際はお金がないために、進学を諦めざるを得ない状況が作り出されている。頼みの綱であったはずの奨学金も、重い負担となって将来にまでのしかかり、本来の役割を果たせていない。このままでは、本人の学力よりも家庭の経済力によって進学機会が奪われてしまい、進学格差が広がる可能性が高まるのではないだろうか。こうした状況を改善していくには、まず、奨学金の制度に関して、学生や親に対してより知識を広めていく必要があると考える。奨学金の利用に関して、進学の際に必要なことから、制度の実態を知らずに安易に考えて利用してしまっている側面があるのではないだろうか。あくまで奨学金は借金であり、利用の際にはリスクもあるのだということを周知させていかななくてはならない。しかし、そこで進学を諦めろというのでは教育の機会均等とは名ばかりになってしまう。

そこで、日本の奨学金制度の状況を改善するためには、大きく分けて二つの根本的な改革を推進していく必要がある。1つは、貸与型奨学金ではなく、給付型奨学金を増やすという改革である。現在の日本では、以前のような安定した雇用は見込めず、非正規雇用者が労働者の約3割を占めるといった現状にある。こうした状況下では、若者は奨学金を返したいと考えてはいても、安定した収入がないため叶わず、自尊心の低下により、若者の自殺率が増加してしまうのではないかという懸念も考えられる。こうした状況を回避するためにも、学生が在学中安心して勉強に励むことができ、卒業後も返済の心配のない給付型奨学金の財源を増やしていくべきである。また、日本の未来を担う人材を大切に育てていくという意味でも、日本は貸与型奨学金ではなく、給付型奨学金の増加を図っていくべきである。ただし、財政面の問題もあるので、給付水準を厳しく設けたりする等、世論が納得するようなくみづくりが必要となる。また、大学や学部、学科によって、どこまで援助すべきかをじっくり討論する必要がある。国公立と私立で差をつけるのか、それと

も一律に給付型奨学金を設けるのか、より多くの人が教育機会に恵まれることができるよう、慎重に議論していかななくてはならない。

2つは、大学進学の際にかかる授業料や入学準備金に関して、一律に無償とする改革である。大学進学に関しては、経済的な理由から進学を諦めざるを得ない家庭の若者が多く存在するが、そもそも、本人には何ら否がない理由であるはずの生まれた家庭の収入によって将来の進路が狭められてしまう現状がおかしいのではないか。国はもっと学生が生まれた家庭により進学格差が決定付けられてしまうことのないよう、自由に勉強のできるような環境を早急に整備すべきであり、その手段の一つとして、大学の無償化を図るべきである。

ただし、これら2つの改革に関しては、国民が若者の学費に対し税金から捻出することを是とする必要がある。そのためにも、世間の大学生に対する一方的なイメージを早急に払拭しなくてはならない。世論では、大学生に対し、勉強もせずに遊んでばかりいるといった悪いイメージが根付いてしまっている人も多い。こうした悪いイメージが強いうちは、学生に対し金銭的な援助を推進しようという気にならないどころか、自分の学費くらい自分で稼げばよいのではないかとあくまで自己責任だと、学生にばかり負担を押し付けてしまう、これまでと変わらない状況になってしまう。そうさせないためにも、世間の大学生やその暮らしに対するイメージと現実とのギャップの修正を図っていかななくてはならない。また、当事者である大学生自身も、世論が現状を知ってくれるのを待つのではなく、自ら行動を起こしていかななくてはならない。勉強といった自らの本分を全うした上で、世間に対し自分たちがどういった状況に置かれているのかを積極的に発信していく必要がある。最近では、奨学金返済に苦しむ受給者の当事者運動や、複数のNPO法人が共同して返済の必要がない給付型奨学金制度の創設を政府に求める署名運動が行われていたり、奨学金問題に対する運動が活発な動きを見せている^v。また、そうした運動と同時に、地域のボランティア活動に参加してみたり、大学生の実状を詳しくまとめてインターネットで動画にして投稿してみたり、あらゆる手段を駆使して、世間に自分たちの声を伝えていくべきである。本人たちの語りが何よりもリアリティがあり訴えかけるものがあるのである。状況を変えようと行動を起こすこともなく、どうせ活動したって変わりはないと端から諦めてしまっていては元も子もない。

また、社会全体として、教育を家族だけに任せないという認識を広めていくことが重要である。(大岡 2014:14) これまでは、家族が教育費を負担するのが当たり前という風潮が強かったが、もはや大学の進学にかかる金額は膨れ上がり、各家庭のみで負担できるものではない。教育を家族だけに任せず、社会全体で子どもを育てていこうとする意識を高めていくことが大切となる。

また、現行の奨学金制度に関しても、変革していく必要がある。まずは、返済の際に受給者を苦しめることになってしまう利息と延滞金について、廃止、あるいは少なくとも返済の順序に関して、変更するべきである。今のままでは延滞金、利息、元本の順で返済していくため、元本の返済を完了することが困難な状況にある。その順序を元本、利息、延滞金とし、奨学金受給者を半永久的に搾取することのないようにしなくてはならない。

このように、現在の奨学金制度を改善していくためには、給付型奨学金の枠を増加することと大学進学にかかる授業料や入学準備金を無償化するという二つの大きな変革が必要

であり、現行の奨学金制度に関しても改善の余地がある。さらなる高等教育機会の拡充のためにも、奨学金制度が学生にとってより良い制度となることを目指していかなくてはならない。

8. まとめ

本論文では、日本の奨学金制度は果たして学生にとって高等教育の機会の拡大という本来の目的を果たしているのかをテーマに、その実態や改善策についてみてきた。

第1章では本論文を書くにあたって、はじめにおおまかな奨学金を受給している学生の現状と、筆者が明らかにしたい本論文での課題について述べた。

第2章では、日本での奨学金とはいったいどのようなものを指すのかみてきた。奨学金は大きく分けて給付型のものと貸与型のものがあり、日本では貸与型のものが主である。また、日本の奨学金事業の中でも、日本学生支援機構は日本のすべての奨学金事業予算額の約9割を占めている代表的な奨学金であり、その利用人数は年々増加傾向にある。

第3章では、日本の奨学金制度の変遷についてみてきた。日本の奨学金制度は、時代とともに変化しており、着目すべきは、日本育英会の全面改正に伴い、貸与型奨学金の無利子から有利子化の移行が急速に進んだということである。また、学校教員・研究職の奨学金返還免除は取り消しされ、奨学金の返済に関して、将来的な職業に関係なく全面的に取り立てを行うことが推進されていった。

第4章では、どういったことが原因で奨学金受給者は奨学金返済が困難な状況に追い込まれているのかみてきた。原因は大きく分けて3つあり、日本型雇用システムの崩壊、学費の高騰、厳しい就職状況の中で半ば無理やり進学せざるを得ない若者の状況が挙げられる。また、完済することができないと半永久的に支払い続けることとなる延滞金の存在や、自己破産すると保証人である親や親族に迷惑が掛かってしまうことも相まって、奨学金返済に苦しむ状況が作りだされてしまっている。

第5章では、奨学金返済の滞納者の増加と日本学生支援機構による回収についてみてきた。日本ではますます奨学金返済の負担が重くなっている一方で、奨学金の回収やペナルティの強化も進んでいる。返済を滞納すると、クレジットカードの利用停止や給与差し押さえが起ころう場合もあるため、返済滞納者にとって大きな影響を及ぼすこととなる。

第6章では、奨学金受給者に対するバッシングについてみてきた。世論としては奨学金制度の改善について、あまり声高に批判される機会は少ないが、その理由としては、教育に関して受益者負担の考えが強いことが挙げられる。しかし、自身は学生時代に奨学金制度を利用していなくとも、将来の結婚相手や自分の子供が奨学金制度を利用することとなるかもしれない、奨学金受給者に対しバッシングを行うことで、将来的に自身の首を絞めることになってしまっているかもしれない。当事者である奨学金受給者にのみ責任を押し付けるのではなく、どのようにして返済困難な状況が作り出されてしまっているのか、問題の本質を見極める必要がある。

第7章では、今後の日本の奨学金制度の改善策についてみてきた。現在の奨学金制度を改善するためには、貸与型奨学金ではなく給付型奨学金を増加するという手段と、大学進学にかかる費用に関して一律無償化するという2つの改革が必要となる。実施するには財政面の問題や国民の理解を得る必要があるため、慎重な議論を重ねていく必要がある。ま

た、現行の制度についても改善を行い、奨学金制度が利用する学生にとってよりよい制度となるよう努力していかななくてはならない。

ここまで7章にわたって日本の奨学金制度は学生にとって高等教育の機会の拡大という本来の目的を果たしているのかみてきたが、結論としては、日本の奨学金制度は高等教育の機会の拡大を目指すどころか、奨学金を利用することで学生に重い負担を背負わせてしまっていることが明らかである。過剰な取り立てや奨学金受給者へのパッシングといった奨学金制度を取り巻く現状を放置しては、経済的に貧しい状況にある人からさらに搾取する貧困ビジネスの蔓延といった最悪の事態も起こりうるため、早急に奨学金制度の改善、改革に取り組む必要がある。

奨学金はそもそもの目的としては高等教育の機会拡大を目的としており、正しく運用されれば学生側も機構側も問題なく、双方ともに有益なはずの制度である。適切な運用により、奨学金制度の利用によって人生を狂わされてしまう人がいなくなればいいと思う。

14867 字

《参考文献》

久米忠史 2015 年 『ここが知リたかった 107 の Q&A 奨学金借りる？借りない？見極めガイド』 合同出版株式会社

中澤渉 2014 年 『なぜ日本の公教育費は少ないのか 教育の公的負担を問いなおす』 劉草書房

大岡頼光 2014 年 『教育を家族だけに任せない 大学進学保障を保育の無償化から』 劉草書房

奨学金問題対策全国会議 2013 年 『日本の奨学金はこれでいいのか！奨学金という名の貧困ビジネス』 あけび書房株式会社

藤本典裕 2009 年 『学校からみえる子どもの貧困』 大月書店

小林雅之 2009 年 『大学進学の手会：均等化政策の検証』 東京大学出版会

山田忠雄・柴田武・倉持保男・山田明雄・上野善道・井島正博・笹島宏之 2012 年 『新明解国語辞典 第七版』 三省堂

《参考 URL》

i 「独立行政法人日本学生支援機構」(<http://www.jasso.go.jp/> 2016 年 8 月 4 日閲覧)

ii 「独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) 平成 26 年事業報告書」(http://www.jasso.go.jp/sp/about/disclosure/zaimu/_icsFiles/afieldfile/2015/10/20/26jigyoyou.pdf 2016 年 9 月 26 日閲覧)

iii 「独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) 平成 26 年度学生生活調査(概要)」(http://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei_chosa/_icsFiles/afieldfile/2016/03/18/d ata14_outline.pdf 2016 年 7 月 26 日閲覧)

iv 「独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) JASSO の事業のご理解のために」(http://www.jasso.go.jp/sp/about/information/jigyoyou_rikai.html#syougaku 2016 年 9 月 26 日閲覧)

v 「奨学金問題対策全国会議 ～真に学びと成長を支える奨学金制度を求める請願署名にご協力下さい～」(<http://syogakukin.zenkokukaigi.net/syomei/> 2016 年 9 月 28 日閲覧)